

埼弓連理第 24 号
令和 7 年 8 月 22 日

一般社団法人埼玉県弓道連盟
各支部長・各道場長 各位

一般社団法人埼玉県弓道連盟
会長 本橋 民夫
(公印省略)

遠的練習における安全確保について（注意喚起）

平素より当連盟の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県立武道館において、遠的射場の大屋根軒先に矢が刺さる事案が発生しました。このまま矢が高く飛翔すると、屋根を越え外部に落下する危険性があり、県立武道館からも強く指摘されています。

過去には県内の遠的道場で屋根越え事故が発生し、当連盟では 2021 年 7 月に注意喚起を行いました。しかし、再発防止の観点から、経験の浅い人の使用制限を含む安全対策が強く求められています。

つきましては、遠的射場の利用にあたり、下記の事項を必ず徹底してください。これは県立武道館に限らず、すべての遠的道場における安全確保のための共通ルールです。

記

1. 遠的練習を行う際は、安全を最優先してください。
 2. 低段位または遠的経験の浅い会員は、必ず指導者の立ち会い、且つ指導のもとで練習すること。
 3. 大会出場者については、各支部・道場において技量を確認し、矢所が安定している者を選考してください。
 4. 過度な引きすぎや、不安定な状態での射は厳禁とします。
-

近年の遠的大会においても、会の安定していない射が散見されます。これは安全性のみならず、射品や的中の向上にも大きく関わりますので、各道場での指導を徹底してください。

会員の安全確保と事故防止は、弓道を愛する私たち全員の責務です。引き続き、指導と周知の徹底をお願いいたします。

以上